

令和5年4月1日部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第5号に規定する登録企業グループについて、必要な事項を定めるものとする。

(構成事業者)

第2条 登録企業グループは、次の各号に掲げる事業者により構成されるものとする。

- (1) 第三者所有モデル提供事業者 利用者とP P A契約を締結する事業者
- (2) 取次事業者 第三者所有モデルによる太陽光発電システムの普及に係る営業活動を実施し、利用者に導入支援金を給付する工務店等の事業者
- (3) 小売電気事業者

2 取次事業者を経由せずに第三者所有モデル提供事業者が直接市民へ営業活動を実施し、利用者に導入支援金を給付する場合は、取次事業者の登録は不要とする。

3 利用者とP P A契約を締結する条件として小売電気事業者を指定しない場合又は太陽光発電システムで発電された電気の利用が定額制でない場合は、小売電気事業者の登録は不要とする。

4 登録企業グループの代表事業者は、取次事業者とする。ただし、前項の規定により登録企業グループに取次事業者が含まれない場合は、第三者所有モデル提供事業者を代表事業者とする。

(登録企業グループの要件)

第3条 登録企業グループは、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市内に事業所を設置する事業者を1者以上含むこと
- (2) 登録企業グループを構成する事業者のいずれもが、過去5年間において、特定商取引法及び消費者契約法に基づく行政処分を受けていないこと
- (3) 登録企業グループを構成する事業者のいずれもが、納期が到来した市税を完納していること
- (4) 登録企業グループを構成する事業者のいずれもが、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する団体でないこと

(登録の申請)

第4条 本市に登録しようとする企業グループは、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金企業グループ登録申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金企業グループ登録申請に係る誓約書（第2号様式）

(2) 第三者所有モデル提供事業者にあつては、次に掲げるもの

ア 登記事項証明書

イ 約款等の P P A 契約の内容が確認できる書類

ウ 第三者所有モデルによる太陽光発電サービス事業の契約実績が確認できる書類（新規事業の場合を除く）

(3) 取次事業者にあつては、次に掲げるもの

ア 建設業許可通知書の写し又は登記事項証明書

イ 当該事業者の概要が確認できる書類

(4) 小売電気事業者にあつては、小売電気事業者を営もうとする者の登録についての写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（登録の決定）

第 5 条 市長は、登録申請書の提出があつた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、登録の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により企業グループを登録したときは、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金企業グループ登録決定通知書（第 3 号様式）により企業グループに通知し、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金登録企業グループ名簿に登録番号、事業者名、サービス名称、サービス内容及び連絡先を記載の上、本市ホームページにて公開するものとする。

（登録の変更）

第 6 条 登録企業グループは、登録内容に変更が生じた場合は、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金企業グループ登録変更承認申請書（第 4 号様式）に変更後の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録内容の変更の承認をしたときは、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金企業グループ登録変更決定通知書（第 5 号様式）により通知し、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金登録企業グループ名簿の内容を変更するものとする。

（登録の抹消）

第 7 条 本市の登録を抹消しようとする登録企業グループは、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金企業グループ登録抹消申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録内容の変更の承認をしたときは、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金企業グループ登録抹消決定通知書（第 7 号様式）により通知し、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金登録企業グループ名簿から記載を抹消するものとする。

（登録の取消等）

第 8 条 市長は、登録企業グループの営業活動による苦情等を確認した場合は、当該登録企業グループへ営

業活動に関する報告を求めることができる。

- 2 市長は、前項に規定する営業活動に関する報告に基づき、当該登録企業グループへ営業活動の改善を求めることができる。
- 3 市長は、前項に規定する営業活動の改善が認められない場合は、当該登録企業グループの登録を取り消すことができる。
- 4 前項の規定により登録企業グループの登録を取り消す場合は、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金企業グループ登録取消通知書（第8号様式）により通知し、沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金登録企業グループ名簿から記載を抹消するものとする。
- 5 市長は、前項に規定する登録企業グループの取消の原因となった事業者が所属するその他の登録企業グループについても、必要と認める場合は、登録を取り消すことができる。

（調査）

第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて営業実態等について調査することができる。

附 則

本要領は、令和5年4月1日から適用する。